

奈良県告示第百七十号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条の規定に基づき、道路の区域を次のとおり変更し、供用を開始する。

その関係図面は、奈良県土木マネジメント部道路管理課において告示の日から一月間一般の縦覧に供する。

平成二十七年九月十一日

奈良県知事 荒井正吾

- 一 道路の種類 一般国道
- 二 路線名 三一一号
- 三 道路の区域

区間	区域変更の前後別		敷地の幅員メートル	延長メートル	備考
	前	後			
吉野郡十津川村大字竹筒一三四番一三先から 吉野郡十津川村大字竹筒六五九番一先まで	A	B	四・三 ） 二二・九	二、三〇七・ 三	竹筒第一橋 L〓七三・〇m 竹筒第二橋 L〓五一・五m 葛山トンネル L〓六九九・〇m （内奈良県側 五五三・〇m）
			四・三 ） 一〇五・七	二、一三五・ 六	

四 供用開始の区間

道路区域の変更に伴い新たに道路となった部分

五 供用開始年月日

平成二十七年九月十三日